

18学文科振第748号  
平成19年5月15日

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長  
公文 裕 巳 殿

文 部 科 学 大 臣  
伊 吹 文 明



ヒトES細胞使用計画の確認について

「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」第36条の規定に基づき、平成19年3月6日付けで申請のありましたヒトES細胞使用計画「ヒト胚性幹細胞の肝細胞への分化誘導およびその体外式バイオ人工肝臓への応用に関する基礎的研究」の変更（研究者の追加）について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会において検討を行いました結果、同指針に適合していることを確認しました。

なお、計画の実施に当たっては、添付した留意事項をはじめ指針を遵守されるようご配慮願います。

(別添)

## ヒトES細胞使用計画の実施に係る留意事項

使用機関は、ヒトES細胞の使用計画を実施するにあたっては、当該計画について検討を行った使用機関の機関内倫理審査委員会及び科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒトES細胞等研究専門委員会等における議論を踏まえ、以下の点に十分留意すること。

- ① 機関内倫理審査委員会の審査においては、委員会成立のための定足数の確認を行い、遅れて参加した委員には審議内容について十分理解させた上で審査を行い、計画の承認を行うようにすること。
- ② 確認を受けた計画が変更される場合は、その是非について使用機関内で十分に検討を行い、文部科学大臣に確認を求めること。
- ③ 使用責任者は、定期的に使用の進行状況等について使用機関の長及び倫理審査委員会に報告し、必要な指示を受けること。なお、使用機関の長は、必要に応じて文部科学大臣に報告を行うこと。

以上